

新たな生活困窮者支援制度の主な対象者

者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前とともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
- ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握

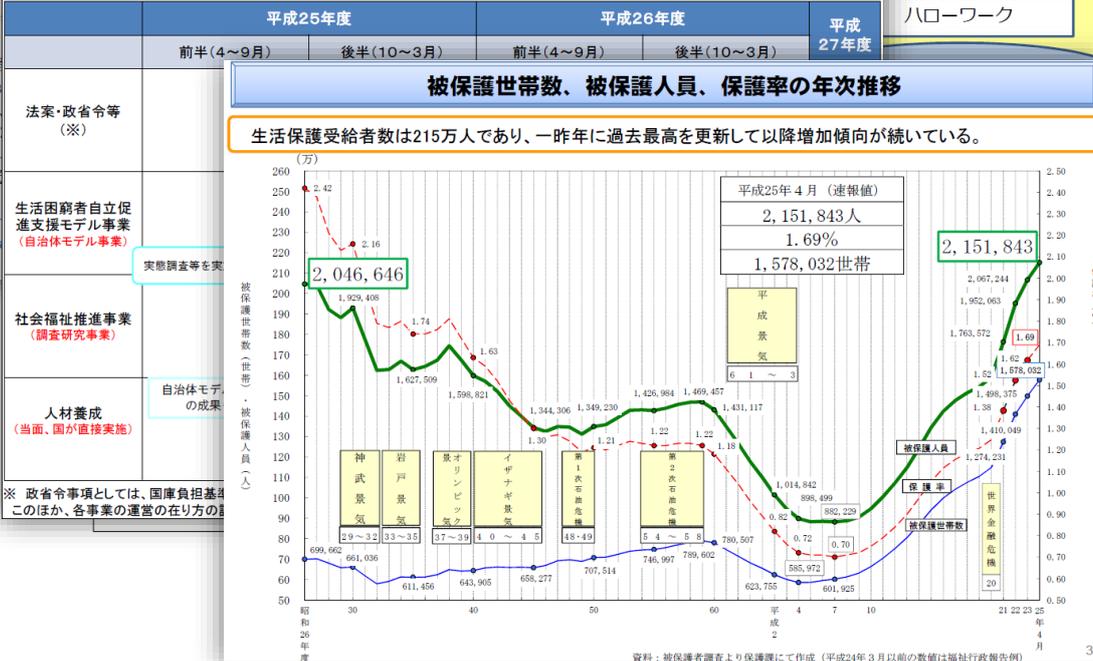
生活保護受給者等就労自立促進事業の創設

新事業の概要

生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。

新たな生活困窮者自立支援制度の施行に向けたスケジュール(案)

※ 以下のスケジュールは现阶段のイメージであり、今後変更があり得る。



4月からの生活困窮者自立支援法の施行に備える

とき：11月22日(土) 13時~16時

ところ：同志社大学今出川キャンパス 弘風館4階 K46号室

参加費無料・事前申し込み不要

講師1 福原宏幸(大阪市立大学教授)

「生活困窮者自立支援法の意義と自治体の課題—どう活用するか」

講師2 垣田裕介(大分大学准教授)

「全国の自治体の生活困窮者支援体制—準備は整ったか」

講師3 高橋尚子(京都自立就労支援センター主任支援員)

「京都における就労自立支援活動—4月以降に向けて」

問い合わせ:同志社大学社会福祉教育・研究支援センター事務局

E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp Tel 075-251-4902 Fax 075-251-3028